

不正に対する処分

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課

令和6年8月

指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について

1 障害者総合支援法に基づく行政処分について

障がい福祉サービスの給付費は公費で賄われているものであるため、一つの事業者の不正が全ての事業者、ひいては障がい福祉制度全体に対する信用を大きく失墜させます。

令和5年度においては、不正による指定取消等の処分を行う事案は発生しませんでした。が、処分には至らないまでも、監査により不正受給を発見しましたので、指摘の上、給付費の返還を命じました。

これまでに起きた不正の内容としては、大きくは次の3点です。

- (1) 利用者に対してサービスを提供していないにもかかわらず、提供したように虚偽の記録を作成し、報酬を不正に受け取っていた。
- (2) 従業者の配置基準を満たしていないにもかかわらず、満たしているように虚偽の記録を作成し、報酬を不正に受け取っていた。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算に関して、当該加算の全額を従業者の賃金改善に充てるべきところ、実際にはその一部を賃金改善には充てていなかった。さらに、市に対して、支給実態とは異なる虚偽の実績報告を行っていた。

不正行為のなかでも悪質な事案は、指定の取消しや、全部若しくは一部の効力を停止とする行政処分のほか、詐欺罪として刑事告訴を行うことがあります。

運営指導（実地指導）において、虚偽の報告やごまかしが疑われる場合は、障害者総合支援法第48条に基づく監査に切り替えて対処しますが、監査の場での虚偽報告等は、障害者総合支援法第50条第1項第6号及び第7号の規定により、不正の事実の軽重にかかわらず行政処分の対象となります。さらに、障害者総合支援法第111条、第112条の規定により、罰金を課されることにもなります。

また、不正受給額については、障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、市へ返還していただきますが、それに加えて、市が決定した返還額の40%にあたる金額も、市へ支払っていただきます。

※当該金銭については、障害者総合支援法第8条第3項及び地方自治法第231条の3第3項の規定により、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされており、裁判等を経ずに強制手段を以て回収できることとされております。

事業者の中には、国の基準省令等の内容を理解しないまま報酬を受領し、運営指導や監査の指摘を受けて、多額の返還を余儀なくされる事例が多く見られます。

各事業者におかれましては、給付費が公費で賄われていること、不正がもたらす結果の重大さを十分に認識のうえ、関係法令や事業者説明会資料等を確認するとともに、自己点検表による点検をしっかりと行い、適正な運営に努めてください。

2 令和4年度の処分例について

(1) 不正事案の概要

令和5年度においては、指定障がい福祉サービス事業者の指定取消処分等を行いませんでしたが、令和4年度には訪問系サービス事業者に対し、不正行為を行ったことを理由に、指定障がい福祉サービス事業者の指定取消処分等を行っております。

当該障がい福祉サービス事業者の不正事案の詳細は(2)を参照してください。

(2) 処分発表資料

処分については、以下のとおり発表しています。

令和4年6月17日

福祉局障がい者部障がい福祉課

市政記者各位

指定障がい福祉サービス事業所における不正事案に対する処分について

障がい者を対象とした福祉サービス事業所において、実際には利用者へサービスを提供していないにもかかわらず、福岡市に対し、不正に給付費(※1)を請求する事案がありました。

この事案について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び福岡市移動支援事業実施要綱の規定に基づき、本日、下記のとおり2件の処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 不正事案1件目

(1) 事業者の概要

事業者名	株式会社 ぜん (代表取締役 [REDACTED])
対象事業所名	ケアステーションとまと (所在地：福岡市東区高美台4丁目34番11号)
実施事業	障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護） 地域生活支援事業（移動支援）

(2) 不正事案の概要

令和2年4月から令和3年8月の間、利用者1名に対する居宅介護サービス(※2)の提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領した。

また、令和元年12月30日及び31日にも、当該利用者に対する居宅介護サービスの提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領した。

(3) 不正受領額及び返還請求額

①不正受領額 2,506,651円 ②返還請求額 3,509,311円

※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、給付費の不正受領額(2,506,651円)に加算金額(不正受領額の40%)を加えた額(3,509,311円)について、令和4年6月17日に返還請求を行った。

(4) 処分の内容

①令和4年7月31日付で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護の事業者指定の取消

②同日付で移動支援(※3)の事業者登録の抹消(①の指定取消に伴う抹消)

※ 当該事業者に対して、指定取消日(令和4年7月31日)までに当該事業所の利用者について別事業所への引継ぎを行い、サービスの継続が図られるよう指導を行う。

(5) 経緯

令和3年10月21日	利用者からの通報に基づき、事業所へ立入調査し不正が発覚。
上記以降	関係書類の調査や関係者からの聴取等により、不正期間の特定、その他の不正の有無など、詳細について確認を行う。
令和4年5月17日	行政手続法に基づく聴聞(弁明の機会の付与)を実施。
令和4年6月17日	事業者に対し、指定取消通知書及び返還請求通知書を交付。

2 不正事案2件目

(1) 事業者の概要

事業者名	株式会社マインズ（代表取締役 )
対象事業所名	あさひヘルパーステーション (所在地：福岡市博多区築港本町3-8-1110)
実施事業	障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護） 地域生活支援事業（移動支援）

(2) 不正事案の概要

令和3年9月の土曜日及び日曜日の早朝時間帯5時～6時30分における、利用者3名に対する居宅介護（身体介護）サービスの提供に関して、サービスを提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成のうえ、給付費を請求し受領した。

(3) 不正受領額及び返還請求額

①不正受領額 117,331 円 ②返還請求額 164,263 円

※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、給付費の不正受領額（117,331 円）に加算金額（不正受領額の40%）を加えた額（164,263 円）について、令和4年6月17日に返還請求を行った。

(4) 処分の内容

居宅介護、重度訪問介護、同行援護について、1年間（令和4年6月18日から令和5年6月17日まで）の指定効力の一部停止（新規利用者の受入停止）

(5) 経緯

令和3年10月26日	事業所の関係者からの通報に基づき、事業所へ立入調査し不正が発覚。
上記以降	関係書類の調査や関係者からの聴取等により、不正期間の特定、その他の不正の有無など、詳細について確認を行う。
令和4年5月17日	行政手続法に基づく聴聞（弁明の機会の付与）を実施。
令和4年6月17日	事業者に対し、指定効力停止通知書及び返還請求通知書を交付。

3 再発防止について

- (1) 市内の全障がい福祉サービス事業所に対して、今回の不正事案の概要（処分の内容や理由、返還請求額等）について通知し、法令遵守について周知徹底を図るとともに、自主点検の実施を指導する。
- (2) 毎年実施している集団指導（事業所への制度内容や過去の指導事例等についての説明会）において、不正事案の概要を説明し、法令遵守について指導を行う。
- (3) 抜き打ちの実地指導の実施により、緊張感をもった事業所運営の確保を図る。

【問い合わせ先】

福祉局障がい福祉課 

Tel 711-4249（内線2160）

(3) 福岡市による関係通知

処分公表時に、全事業者に対して下記の通知を送付しております。

福障福第 345 号
令和 4 年 6 月 17 日

指定障がい福祉サービス事業者
指定障がい者支援施設
指定特定相談支援事業者、一般相談支援事業者 代表各位

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局障がい者部障がい福祉課)

適正な障がい福祉サービスの提供等について（通知）

市内の指定障がい福祉サービス事業所（訪問系サービス）において、下記のとおり給付費の不正請求があり、指定を取り消す処分等を行いました。

給付費の不正請求は絶対にあってはならないことであり、市民の障がい福祉制度全体に対する信用を大きく失墜させるものです。

福岡市では、不正撲滅のため、抜き打ちによる実地指導や監査等を実施しておりますが、不正があった場合は、指定の取消しなどに加え、刑事告訴も検討するなど、厳正に対処いたします。

各事業者におかれましては、改めて関係法令や事業者説明会資料等を確認し、指定基準、報酬告示の遵守状況を自主点検するとともに、給付費が公費で賄われていること、不正がもたらす結果の重大さを十分に認識のうえ、適正なサービスの提供、法令遵守の徹底をお願いいたします。

また、今回の不正事案について、事業所内全職員に注意喚起をお願いいたします。

記

1 不正事案の概要（1 件目）

(1) 事業所名（法人名）

ケアステーションとまと（株式会社善）

(2) 行政処分の内容

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護の指定取消
- ・移動支援の事業者登録抹消（居宅介護の指定取消に伴う抹消）

（令和 4 年 7 月 31 日付）

(3) 指定取消処分の理由

令和 2 年 4 月から令和 3 年 8 月の間、利用者 1 名に対する居宅介護サービスの提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領したものを。

また、令和元年 12 月 30 日及び 31 日にも、当該利用者に対する居宅介護サービスの提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領したものを。

(4) 返還請求額等

- ・不正受領額：2,506,651 円
- ・返還請求額：3,509,311 円（不正受領額に加算金（不正受領額の 40%）を加えた額）

2 不正事案の概要（2件目）

（1）事業所名（法人名）

あさひヘルパーステーション（株式会社マインズ）

（2）行政処分の内容

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護の指定効力の一部停止
（令和4年6月18日から令和5年6月17日まで）

（3）指定効力の一部停止処分の理由

令和3年9月の土曜日及び日曜日の早朝時間帯5時～6時30分における、利用者3名に対する居宅介護（身体介護）サービスの提供に関して、サービスを提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成のうえ、給付費を請求し受領したものを。

（4）返還請求額等

- ・不正受領額：117,331 円
- ・返還請求額：164,263 円（不正受領額に加算金（不正受領額の40%）を加えた額）

3 その他

福岡市ホームページに自己点検表を掲載していますので、事業所における自主点検を行うにあたりご活用ください。

なお、点検により給付費の算定誤りがあった場合は、早急に障がい福祉課までご連絡ください。

【自己点検表掲載場所】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること
> 事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等） > 5 自己点検表、事業所運営に関する届出・報告等の各種様式（障がい福祉サービス事業者向け）
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/youshiki.html>

【問合せ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
福岡市福祉局障がい者部
障がい福祉課
Tel：711-4249 Fax：711-4818

【根拠法令について】

障害者総合支援法第 50 条（指定障害福祉サービス事業者）、第 51 条の 29 第 2 項（特定相談支援事業者）において、事業者指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止について規定されており、第 50 条では指定の取消し等の事由として、

- 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県（指定都市）の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県（指定都市）の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

などが規定されています。特定相談支援事業者については、同法第 51 条の 29 第 2 項において、同様の規定があります。